

# 八竜緑地



名古屋市

八竜緑地は名古屋市東部丘陵の北端・標高90mに位置する約6.4haの緑地です。この緑地はアカマツ林とコナラ林を中心とした樹林地で、湿地(約0.5ha)と新池(約0.4ha)を有しており、特別緑地保全地区に指定されています。またこの緑地は県営小幡緑地と一体となり、市街地に隣接した大規模な樹林地を形成しています。



春



夏

## 緑地を訪れる方へのお願い

- ◆ 緑地の生物を採取しないでください
- ◆ 生態系保護のため生物を持ち込まないでください
- ◆ 散策路、観察道を外れて湿地と樹林地帯内に入らないでください
- ◆ 火気厳禁 タバコはご遠慮ください
- ◆ 湿地の生態系を守るために、管理フェンス内への立ち入りを制限しています。  
・年2回程度開催予定の観察会の時にフェンス内の湿地を観察できます。  
・市民活動団体(緑のパートナー)は、湿地や樹林地の保全育成などの管理のため、フェンス内で活動することがあります。

ここはかつて開発計画の対象となった場所でしたが、隣接する大学の教授や地元の方々の熱心な保護活動が行われる中、大学により土地が買収され緑地が残された経緯があります。現在も市民活動団体と大学と行政が協働で、緑地保全のための管理を行っています。



秋



冬

## 経歴

- |            |  |
|------------|--|
| 1973~74年   | 環境事業所建設のため市が用地取得   |
| 1976年      | 湿地保全のため大学用地と市取得用地を交換   |
| 1986年      | 緑地保全地区として八竜湿地5.0haを指定  |
| 1986~88年   | 市による土地買収開始   |
| 1993年      | 山火事によって湿地とその周辺が焼ける   |
| 1994~2001年 | 八竜湿地の整備(木道・柵・散策路設置)  |
| 1999年      | 市民活動団体が『八竜緑地公園愛護会』を設立  |
| 2004年      | 湿地に隣接する緑地を借地により<br>市民緑地に指定(3.1ha)                                |
| 2007年      | 八竜緑地公園愛護会を緑のパートナー<br>『水源の森と八竜湿地を守る会』として認定                        |
| 2012年      | 市民緑地の契約解除<br>土地所有者から緑地2.3haを寄附受納し、八竜緑地に統合<br>寄附された緑地は「樋口の森」に愛称決定 |
| 2013年      | 八竜緑地維持管理計画の策定  |
| 2014年      | 樹林地保全のため吉定寺と協定を結ぶ  |

## 湿地と水源の森を守る活動に 携わってみませんか？

湿地は放置すれば遷移が進み、ササ原や雑木林になってしまいます。湿地の植生を維持するためにはササ刈りや外来生物の除去、湿地を囲み水源となっている森の間伐など管理が必要です。緑のパートナー「水源の森と八竜湿地を守る会」は名古屋市との協働で、湿地や周辺の森の維持管理を行い湿地という貴重な環境を保全しています。さらに、多くの人に八竜緑地の魅力を知ってもらうために自然観察会を実施しています。

\*緑のパートナーとは  
「緑のまちづくり条例」に基づき、緑のまちづくり活動に関する協定を名古屋市と締結しておられた市民活動団体です。市の連携と協働の形で活動しています。



あなたもライフケースとして、  
湿地と水源の森を守る活動に携わってみませんか？



問合せ先  
名古屋市守山土木事務所  
Tel.052-793-8531 Fax.052-792-7279  
名古屋市緑政土木局緑地利活用室  
Tel.052-972-2489 Fax.052-972-4143

このリーフレットは、古紙を含む再生紙を使用しています。

2017年3月発行 2000